

その他の金属製品製造業におけるその他の用具を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	11~12	高さ約70cmの鉄筋加工台の上で鉄筋を束ねているばん線を切って加工台から下りる時、左足が引っ掛かりそのまま転倒した。	54	1~9
1	14~15	工場内にて、出庫のため鋼材の整理をしていたところ、その鋼材がずれ落ち、左足の甲の辺りに当たり負傷した。	69	10~29
2	18~19	コイル材保管業運搬ラック（160kg程）の中央に、420kgのコイル材を1巻載せてフォークリフトで運搬していた。その際にリフトの向きを90度旋回したところ、ラック上のコイル材が遠心力により傾いてしまい、重心移動した結果ラックがリフトの爪から滑り落下した。横転し左ラックを人力で元の姿勢に戻そうとしたが、ラックの重量を支え切れず、床とラックで右手中指を挟んでしまった。	30	~499
3	16~17	本社工場にてA角缶をカートに入れパレットに積む作業中、次のパレットを用意するため、立てかけてあるパレットを動かそうとした。パレットの移動は両手で行うところを片手で（右手のみ）で行ったため、右手首に負担がかかり捻ってしまった。当初は痛みはなかったが、そのあと痛みと腫れが生じた。	36	30~49
3	9~10	弊社工場内にて、ブルーシートの上でセグメントにウレタンを塗布している際、両手に道具を持ってあるいたところ、ブルーシートの際間に足が入ってしまい、膝から転倒し、右ひざの膝蓋骨を骨折してしまった。	61	50~99
3	8~9	日常点検を実施後、切断作業を開始した直後、切削水量が少なかった為、設備が停止した。給油の為、切削油（20缶）を両手で運搬している際、床面のエアースに足が引っ掛かり、前のめりに転倒し、左足を受傷した。	48	30~49

3	17~18	被災者が工場第2カードガス加工場で玉掛け作業中、臨時使用した架台に仮置きした板を吊り上げる際、板に取り付けていた小物が架台に引っ掛かり、架台が右足の上に転倒し、右足甲部を骨折した。	39	10 ~ 29
3	13~14	重さ50キロの配管を作業員二人で運んでいた際、りんぎに躓き、持っていた配管が安全靴の先芯が無い部分に落下し、怪我をした。	27	1~ 9
5	17~ 18	自社工場内にて帰宅支度中、作業台の下にあるパレットに足を引っ掛けて体勢を崩し、受け身をとった際に痛みを感じた。	65	1~ 9
7	14~15	ケーシングの架台の上にパレットを敷きその上に乗り、扉をのせてクレーンで1m位吊り上げて素手でラップを巻いていたところ、体勢を崩した際、ケーシングに左手でつかまりながら下降したので、ケーシングの突起物（部品）に当たり、怪我をした。	35	30 ~ 49
7	11~12	ベーストレイ2枚重ねをコンベア上を移動させた時に、上下がずれて小指を枠の間で挟んだ。治療した。	65	10 ~ 29
7	14~ 15	工場内において製缶作業中、取付位置確認のために覗き込んだとき、目の前にある締め付け用バイスのハンドルの片端に左目を打ちつけ負傷した。診察の結果、左目に裂傷等があるとのことで、出血が止まるまで1週間安静を要することとなった。	43	30 ~ 49
7	13~ 14	工場内を歩行中、鋼材を跨いだときに、鋼材の下に置いてあるリン木を踏んで、左足を捻り負傷した。	44	10 ~ 29
10	16~ 17	会社の品物置場兼駐車場にて荷積みを固定する作業中、品物をトラックに積み込み荷締めするため、車上有る工具箱からレバブロックを取り出す時、蓋のストッパーを使用していなかったため、蓋が閉まり右指を負傷した。	31	1~ 9
10	16~ 17	クラウンの溶接が終了し、約15kgの溶接治具を外そうとしたところ、溶接治具がクラウンに引っ掛かり、手が滑って足の甲に落下した。	38	10 ~ 29

11	9~ 10	同僚が運転するリフトがバック走行していた際に、パレットに接触しその衝撃でパレットが動き、作業中の被災者に当たり左膝を負傷したものである。	39	100 ~ 299
12	18~19	高圧容器製作所にて、50kg容器をパレットに載せかえる作業中、空いたパレットを本来はフォークリフトによって移動する決まりとなっているものを、忙しさにおわれ、本人の判断で、手作業でパレットを持ち上げ移動したところ足がもつれ、尻餅をついた際にパレットが本人の右足に落ちて受傷した。	39	100 ~ 299
12	14~15	第一工場の大掃除中、受入場から塗料庫前の置き場へ社内用パレット（約15kg）を持ち上げて運搬していた。その際、運搬経路の足元にパレットが置いてあったことに気づかず、躓いて転倒した。	44	100 ~ 299
12	16~17	掃除の時間中に、休憩室のエアコンのフィルター掃除しようとしたところ、近くに脚立がなかったため、折りたたみの会議テーブルに乗って掃除をしていたところ、テーブルの脚が重みでたたまれ、滑って右手を強く打った。	58	10 ~ 29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html